

1

新連携支援事業

〔異分野の中小企業同士が技術・ノウハウ等を相互に補いながら、高付加価値の製品・サービスを創出する新たな連携(新連携)を行うための補助〕

支援内容・支援対象

		事業化・市場化支援事業
対象者	2社以上の異分野の中小企業で連携して新たな事業活動に取り組む者で、「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受けた者	
補助率等	2 / 3 以内 (上限 2,500 万円、但し技術開発を伴う場合 3,000 万円)	
対象費用	事業費	謝金(専門家謝金)
		旅費(専門家旅費、会議旅費、打合旅費等)
	販売開拓費	マーケティング調査費(展示会等出展費、広報費等)
	試作・開発費	原材料費(原材料、副資材等の購入費) 試作・実験費
	その他の経費	上記以外で所轄経済産業局長が特に必要と認めるもの

施策利用のポイント

事業化・市場化支援事業の補助金の交付に当たっては、事前に「中小企業新事業活動促進法」に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画」の認定を受ける必要があります。詳しくは、各経済産業局中小企業課等へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先・申請先

各経済産業局 中小企業課等(一覽 参照)